

社会資本整備審議会建築分科会 第23回官公庁施設部会

平成28年12月16日

【国土交通省】 定刻でございますので、社会資本整備審議会建築分科会第23回官公庁施設部会を開会いたします。

本日は委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。私は事務局を務めております〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

官公庁施設部会の定足数は3分の1以上となっておりますので、本日は定足数を満たし、当部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

開会に当たり、〇〇よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【国土交通省】 皆様、おはようございます。〇〇でございます。官公庁施設部会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日ごろより国土交通行政に対して多大なご理解とご支援を賜り、心から感謝、御礼を申し上げます。

当部会においては、官公庁施設整備における発注者のあり方の諮問に対しまして、8月を皮切りに3回にわたり熱心なご審議をいただきました。第4回目となります本日は答申案の取りまとめに向け、ご審議を賜りたいと存じます。

さて、国土交通省におきましては、人口減少を上回る生産性の向上により持続的な経済成長を確保する見地からストック効果を最大限発揮できるような社会資本整備を積極的に推進しているところであります。その際、受注者に全てを任せることでは、ストック効果を発揮できるような良質なインフラとはなり得ません。国や地方公共団体といった公共の主体であるがゆえに存在するさまざまなニーズをきちんと整理した上で、設計者や施工者などの受注者に伝えていくといったような、これまで明らかにされていなかった公共建築工事の発注者の役割を示すことが本日ご議論いただく答申案の大きな柱の一つとなっているものと認識しております。

一方で、公共建築工事は発注者の体制が多様であることや、その業務内容が変化していることなどにより、一部の発注者においては発注者の役割を十分果たすことができない状況があり、外部から必要な支援を受けるなど役割を適切に果たすための方策も、本答申案におきます大きな柱の1つと考えているところです。

委員の皆様方におかれましては、お時間の許す限り専門的な見地からご意見を賜りますようお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【国土交通省】 ありがとうございます。本日ご出席の委員及び職員の紹介につきましては、お手元の座席表及び委員名簿にかえさせていただきたいと思っております。

次に資料の確認をいたします。お手元の配付資料一覧をご覧ください、資料の確認をお願いいたします。途中でも結構ですので、欠落等ございましたら事務局までおっしゃってください。

本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただきます。

それでは、ただいまから議事に入りますので、報道関係の皆様のご撮影はここまでとさせていただきます。

以後の議事進行は部会長をお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【部会長】 早速ですが、議事を進めたいと思っております。まず議事2の官公庁施設整備における発注者のあり方についてです。前回11月25日の当部会で素案について委員の皆様からご意見をいただきました。また、前回の会議後に事務局を通じて皆様からいただいたご意見を踏まえて、私の方で整理させていただいたものが本日配付いたしております資料2の答申案となります。本日の部会では、これについて議論していただきたいと思っております。

それでは、この案につきまして事務局から説明をお願いします。

【国土交通省】 ○○です。よろしくお願いします。

前回部会でご審議をいただいた答申素案以降に修正した主な部分についてご説明いたします。資料2の1ページをご覧ください。

「はじめに」の冒頭の文章について、公共建築に期待されていることといたしまして、8行目から10行目にかけて、ストックの有効活用のための長寿命化や用途変更、他の発注者との合築整備や複合化等の新たな社会的要請に応えることを追加しております。35行目において建築物は、関係者から求められるもの、機能、規模、敷地、設計・工事の工程、工事費等の諸条件に個別性が強いとしております。これは関係者から求められるものも諸条件に含まれ、建築工事ごとに個別性が強いものであることから、前回の素案では諸

条件に個別性が強く関係者から求められるものも多様であるとしていたものを、このように修正したものでございます。

2ページをお願いいたします。8行目、9行目にストックの有効活用と、複合化を追記しております。公共建築工事の発注者の業務内容の変化の具体的な内容でございます。また、16行目からの本答申の考え方の冒頭でございますが、本答申は国土交通大臣より諮問のあった「官公庁施設整備における発注者のあり方について」を受けて取りまとめたものであるとし、本答申と本諮問の関係を追加しております。「はじめに」の修正点は以上でございます。

3ページ、II章をお願いいたします。

14行目で公共建築工事は、主に税金を使って行われる事業としておりますが、工事だけではなく維持管理も税金を使って行われることが重要であり、それがわかるようにした方がよいというご意見をいただき、25行目にここでいう事業は設計、工事、維持管理、改修、解体の全てにわたるという注釈を追加しております。

17行目に戻っていただき、③の記述の修正点でございます。前回の素案では③を透明性、公平性のある発注、④として説明責任の記載をしておりましたが、説明責任を果たすことの方が広い概念であり、透明性、公平性のある発注を行うことを含むと考えられることから17行目のように③としてまとめて記載をしております。

続きまして21行目の予算措置の際に決まる大枠の条件の括弧書きについて工事費の前に設計費を追加しております。30行目から34行目までの記述でございますが、前回部会でご指摘をいただいた発注者の中に事業部局と発注部局の両方があるように読ませてしまい発注者と事業部局が連携するなどの記述と整合していないのではないかと趣旨のご意見を踏まえまして、30行目において建築物を所管する事業部局と発注者の発注業務を担当する発注部局というように事業部局と発注部局の記載順を入れかえて「発注者の」が事業部局にかからないようにし、あわせて34行目の「発注者」の後に括弧書きで「公共建築工事の発注の部局と責任者をいう」を追加しております。

その下、35行目に「企画立案」の段階からとありますけれども、前回の素案では「計画立案」としていたものを「企画立案」に全般にわたって修正をしております。

36行目の後ろの方でございますが、品質、工期、コストのコストはライフサイクルコストの観点によるものも含むとしております。

4ページをお願いいたします。3行目の発注部局と事業部局を別部局として整理するに

ついて、前回の素案で「別人格」としていたものを「別部局」と修正しております。

7行目（3）の表題について、前回の素案では個別性が強く、事業部局以外にも多様な関係者が存在するとしていたものを修正しております。これは「はじめに」の修正と同様に公共建築工事の多様な関係者から求められることも諸条件の一部であり、それらが個別性が強いことを踏まえたものでございます。

本文も同様に、8行目の後の方から多様な関係者が存在し、建築物に求められるものは個別性が強いというように修正し、11行目についても建築物の機能、規模、敷地、設計・工事の工程、設計費・工事費等の諸条件に加えて「多様な関係者から建築物に求められる諸条件を把握し」というように修正をしております。

この4ページの29行目からの2.公共建築工事における発注者の役割の構成について、前回部会でのご意見を踏まえて修正をしております。前回の素案では①から③の3点の基本事項に対して、発注者の役割が（1）から（4）までの4点となっておりますが、前回の素案で③や（3）としていた国民への説明責任については、この答申によって新たな説明責任の制度や仕組みを求めるのではないことから独立した項目立てとしないこととしております。それにより、この答申案では①と②、（1）と（2）のそれぞれが対応するように構成を見直しております。

具体的には前回の素案では③として記載していた国民に対する説明責任に関する内容につきましては、5ページの6行目から7行目に記載し、この②の公共建築工事の発注と実施の一部としております。それに対応して、前回の素案で（3）として記載していた国民に対する説明責任の本文につきましては、（1）事業部局との連携に該当する部分をこの5ページの22行目から24行目に記載し、（2）公共建築工事の発注と実施に該当する部分については、8ページの28行目から30行目に記載しております。

5ページに戻っていただきまして11行目、12行目について、前回発注者の役割の（4）としていた品確法等との関係の部分を記載しております。発注者の役割の構成の修正点は以上でございまして、内容の修正点について説明いたします。

この5ページ28行目のメンテナンス性については、前回部会でのご意見を踏まえ、維持管理コストを含む旨を追記しております。7ページの12行目についても同様に修正をしております。

II章の修正点は以上でございます。

続きまして、9ページIII章をお願いいたします。9行目について前回の素案では公共建

築工事は国の各省各庁、都道府県、市町村のさまざまな機関によって実施されているとしておりましたが、「機関」を「主体」に修正しております。これは国の各省各庁には行政機関以外に司法、立法の機関もあるためでございます。10行目についても同様の修正でございまして、これ以降、「それぞれの機関の事業部局」という表現がございましたが、この9ページの37行目のように単に「それぞれの事業部局」というように修正をしております。

上の12行目に戻っていただけますでしょうか。12行目にストックの有効活用の観点を追加しております。I章、はじめにと同様に修正したものでございます。また、14行目の後の方に前回部会でのご意見を踏まえまして、さらに先導的な役割を果たすことが期待されていることにも配慮する必要があることを追加しております。

10ページをお願いいたします。11行目の外部機関について「民間企業を含む外部機関」としておりましたが、現時点では公益法人に加え建築士事務所などを想定しており、企業に限らないことや、一方で具体的な例示をして限定をしないという観点から単に「民間を含む」と修正をしております。前回部会でご意見をいただいた12ページも同様ですので、「以下同じ」としております。

III章の修正点は以上でございます。

11ページIV章をお願いいたします。11行目、発注者の役割に関する解説を作成するとともに研修等を通じて発注者の理解の促進を図るについて、前回の素案では「研修等」の部分を「研修や出前講座等」としておりましたが、出前講座については、実務的な内容であり審議会の答申として盛り込む必要性が低いことから「研修等」に出前講座が含まれるものとして修正をしております。

IV章の修正点は以上でございます。

13ページ、「おわりに」でございます。13行目から16行目まで前回部会で部会長からいただいたご意見を踏まえて追加をしております。国土交通省には公共建築工事の発注者としての先導的役割が期待されていることを認識し、自らが適切に発注者の役割を果たしていくとともに必要な取り組みを率先的に実施していくこと、また、公共建築工事を適切に発注、実施していくために設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を適切に進めることが求められるというものでございます。

最後になりますが、18行目について、前回の素案では、この前に「公共建築工事は民間建築工事の規範として参照される場合がある」という文章がございましたが、規範とま

で言わなくてもモデルや模範あるいは民間建築工事に際してなどとしてもよいのではないかというご意見をいただき修正について検討しました。規範と言わなければ同じような文章が2つ並ぶこととなりますので、この民間にも参考となるという文章の方を残すように修正しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。それではただいまのご説明に関して、ご意見ご質問等をお願いします。

【委員】 内容的には随分直していただきました。

少し気になったのは、13ページの「おわりに」において、「公共建築工事は・・・」として全体のことを言いつつ、13行目からの書き加えられた部分は国土交通省自らが取組むべき内容になっています。国土交通省に求められる役割を分けて記載したのは非常に良かったと思いますが、結果的にこの文書は誰に対して呼びかけているのかが少し不明確になってしまった感じがします。この「おわりに」は、全般に対して取組みを求めており、国交省にはさらに取組みを求めているという構成になっているので、「はじめに」に記載しなくてもいいと思いますが、この答申を周知する時などに、「これは公共建築工事の発注者の役割を共有するためのものです。国交省にはさらに求められる役割があります。」というふうに、各発注者と役割について共有したいということがわかるような文章を付けるとよいと考えます。答申案本文中の「はじめに」にあるとおかしいと思いますので、そういう位置づけが周知にあたり皆さんに伝わるといいと思いました。

【部会長】 具体的に答申案を修正すべき点はありますか。

【委員】 特にありません。

【国土交通省】 そのようにいたします。

【部会長】 ほかにご意見はございますか。それでは、もし後日、誤字等の修正があるかもしれませんので、その際は部会長と事務局に一任いただけるということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして審議は全て終了いたしました。終わりに当たりまして、一言だけ申し上げさせていただきます。

各委員の先生方、本当にありがとうございます。短い時間で、この答申案をまとめるこ

とができました。本当に感謝しております。

個人的には、官公庁施設の整備というのは国民の生活に深く関係していると思いますし、また、当然国民の税金を使って行われるものですので、施設の整備のあり方は国民の生活に重大な影響を及ぼすと私は思っております。発注者は、建築生産の最上流に位置し、非常に重要な役割を担っていると常々思っております。

また、公共工事の発注者のあり方は、民間にも影響を与えますので、我が国の建設業界にも非常に重要な影響力があると思っております。そういう重要な内容を含むこの答申案をまとめていただいた委員の先生方のご尽力に対し、非常にありがたく思っております。

また、国土交通省におかれても、こういった発注者の重要性を認識して国内の各公共発注者に周知をしていただいて、一步でも二歩でも進められるように邁進していただけるとありがたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

【国土交通省】 本日も含め、これまでご審議いただきありがとうございました。閉会に当たりまして、まず、〇〇から一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 4カ月間という非常に短期間の中で想像もできないほど、大変密度の濃い、いろいろなご意見ご審議を賜りまして、本当にありがとうございました。非常に立派な答申案をいただきました。私ども国土交通省といたしましてはこれを今後具体的に進めていくのが役割でございます。今部会長からもお話いただいたようなこともしっかり受けとめまして、早速具体的な検討に着手いたしますとともに、答申案の中でも出てまいりましたように、今後、状況もどんどん変化していくということもありますので、単発で終わらないように継続的に続けていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

【国土交通省】 続きまして、〇〇からご挨拶申し上げます。

【国土交通省】 それでは、私からも一言お礼を申し上げたいと思っております。部会長をはじめ、委員各位におかれましては、深いご見識のもと、多大なご尽力をいただきまして、答申案をまとめていただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思っております。

実施すべき施策についてさまざまご提言をいただきましたが、先ほど部会長からお話しいただきましたように、公共の発注者のあり方、これが非常に大切だということでもありますので、工事の担当職員はもちろんでありますけれども、首長をはじめとする責任者の方々にもこれをしっかりと受けとめていただくよう、私ども国土交通省も最大限の努力をしてまいりたいというふうに思います。

委員の方々におかれましては、引き続き国土交通行政に関してご指導いただきますよう重ねてお願い申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【国土交通省】 ありがとうございました。この答申案につきましては、建築分科会長、社会資本整備審議会会長へと順次、報告を行い、分科会長及び会長の決定をもって本答申案を最終的に社会資本整備審議会の議決とした上で国土交通大臣宛ての答申となる予定でございます。

以上をもちまして、第23回官公庁施設部会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —